

平成30年第20回（定例）高砂市教育委員会 会議録（要旨）

日時

平成30年12月27日午後2時15分

場所

高砂市役所南庁舎4階研修室

出席者

衣笠教育長、山名委員、吉田委員、神尾委員、布施委員

出席事務局職員

永安教育部長、阿部教育推進室長、瀧野学校教育室長、都筑教育推進室教育総務課長
北野学校教育室学務課長、赤松学校教育室学校教育課長

本日の会議に付した事件

報告事項

- 1 平成30年12月定例会市議会の報告について
- 2 高砂市立高砂小学校及び伊保南小学校給食調理業務並びに高砂市立高砂中学校給食調理運搬業務委託について
- 3 中学校における部活動指導指針について
- 4 全国学力・学習状況調査結果について
- 5 高砂市教育委員会事業後援申請について

その他

- 1 1月行事予定について

議 事 報告事項1 平成30年12月定例市議会の報告について

○事務局 (報告事項1について説明)

○教育長 説明が終わりました。ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

○委員A 空調設備に係る国庫補助について、県から国庫補助の内示があったということで、1億6,000万円だけ補助金がもらえるということですか。

○事務局 内示があったのは1億6,000万。これはかかった工事費の何分の1というような形ではなく、標準単価がありますので、それをもとに計算するとこれぐらいの金額になるということです。計算の方法ですけれども、まず平米当たりの単価を国が定めます。これの対象面積で基準額が出てきて、その補助率が3分の1ですので、その金額を補助金としていただくと。今回のケースですと1億6,000万円が交付いただける予定の金額になっているということでございます。

○委員A 総額何億円でしたか。

○事務局 今契約しようとしている金額が14億弱になります。それはいろいろなものが入った分でございます。計算するとき、国のほうは平米当たり2万2,000円で単価を設定しておりますので、単純にエアコンを設置する部屋の面積にその単価を掛けて出してくると、そういう計算の仕方になります。

○委員A すいません。気になるのが、リース方式と自主設計で設置する形とでの補助金の差異はあまりないわけですか。

○事務局 県のほうにも確認をいたしましたけれども、国のほうでそういう基準額を出します。実際に私どもが購入もしくは建設する金額があります。どちらか低いほうを対象にします。非常に単価が低いものですから、どうしても国の単価で面積を出してきた基準額、これを対象に補助金をいただくという形になります。

○教育長 空調の設備につきましては、予算の置き方にも課題がありますけれども、これを前回の教育委員会からちょっと変わった形になったところをご報告できてなかったこと、申しわけありませんでした。今後そういうことのないようにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

ほかに何かございますか。

○委員B 全国学力・学習状況調査結果についてなんですけれども、高砂市でまだホームページにも内容、その情報は出ていませんよね。他市をみると10月までには大概ホームページに全部載っています。高砂市は遅過ぎるのではないかと思うのですけれども、その辺の意見をちょっと。

○事務局 事務、分析等に時間を要したのと、チラシの完成が今ごろになってしまったので、まだ上げてない状態です。いつもこのチラシをPDFの状態ホームページにアップしております。再度デザイン等を変えたところもございますので、

きょうご報告して、年が変わりまして3学期の始めに各学校を通じて家庭にも配布すると同時にホームページのほうに上げさせていただく予定としております。遅くなったことについて申しわけないということで考えておりますので、また来年度につきましては時期についてももっと検討して、もっと早い段階でできるように。

○委員B 他市に遅れているということで、いいも悪いもおくればせながらになってしまうので、あまりよくないのではないかなど。解析が遅れた分だけ、学校の先生の授業についての反映ができないので。ということは生徒たちに対しては不利益なことになってしまうので、その辺は重々考えてやってもらいたいと思います。

○教育長 学力向上についてご意見をいただきました。報告事項1について、ほかにご質問はございますか。

では、報告事項2、高砂市立高砂小学校及び伊保南小学校給食調理業務並びに高砂市立高砂中学校給食調理運搬業務委託について、説明をお願いします。

議 事 報告事項2 高砂市立高砂小学校及び伊保南小学校給食調理業務並びに
高砂市立高砂中学校給食調理運搬業務委託について

○事務局 (報告事項2について説明)

○教育長 何かご質問ございますか。では、報告事項3、中学校における部活動指導指針について説明をお願いします。

議 事 報告事項3 中学校における部活動指針について

○事務局 (報告事項3について説明)

○教育長 説明が終わりましたが、11月の時点で改訂させていただいたものを委員の皆様にもお示ししておりますが、その後、今言いました顧問が懲戒処分を受けた場合の取り扱いというところを追記させていただきました。何かご質問、ご意見ございますか。

○委員A 教職員に関してですけれども、部活動の指導に関しての定期的な研修というのはどんな形で行われているのですか。

○事務局 まず、この指針を配った段階で校内での周知を図ってくださいますところ。それから、市の教職員を対象に今年度は3回予定しておりますが、体罰防止研修、不祥事防止研修の中で体罰についても取り扱っています。今年度は2回既に終わりました、年が明けてから3回目を予定しております。今年度につきましては、その中の1回を部活動の指導者は必ず参加するということにさせていただきます。

- 委員A その研修の出席義務的なものは、顧問とかそういう形をされている方は年1回は出なさいということですか。
- 事務局 今年度については必ずということさせていただきます。来年度についても、できるだけ不祥事防止研修を受けないまま1年が終わらないような形では考えておりますが、なかなか回数のところもありますので、特にその研修に参加した先生方には学校の中で、また学年等でも研修の内容を伝えていただくと、校内研修にもそれを生かしていただくというところで、1回の研修が全員の先生方に広がるようにはしていくところです。
- 委員A 気になるのは、クラブ活動の指導者が誰か1人出ていて、それを各クラブを担当している先生方に伝達してください、校内研修をやってくださいという形で、その程度の研修で終わらせているというところで、指導者にはきちんと定期的な研修を受けていく形で、認識を高めるためにある程度の義務化というのが必要だと思うのです。伝達してもいいという形でやっていくと、やっぱりいつまでたっても体罰というのがなくならないのではないかと思いますので、その辺の実施状況、講習を絶対受けてほしいと思うのですけれども、その辺の実態はどうなっていますか。
- 事務局 不祥事防止研修は市が主催するものですが、そこに顧問に参加していただいて研修するという形と、それから、各学校において市の研修を伝達するような研修であるとか、職員会議を使ったその中の研修であるとかということも学校ごとにやっていただいております。また、教育委員会としましては、5月、6月に学校訪問しております。その中で指導主事が全体の先生が集まった中で体罰防止また不祥事防止についての指導についても資料を使いながらいつも指導させていただいているというところです。
- 委員C 資料の一番下のところに「再発防止の観点から高砂市教育委員会の指定した研修の受講を義務づける」と書かれているんですけども、これは処分を受けた教職員に対して義務づけるという、この研修というのはまた特別にそういう方を対象につくられた研修という意味ですか。
- 事務局 処分が出るまでには期間がありますので、こういう事案が起こって確認できまして、これから処分があるというそれまでに、当然指導主事のほうで体罰・不祥事防止に係ることであるとか、子供の人権に係ることであるとか、教職員の服務に係ることであるとかという研修を特別にしました。今後もそれをするというところで、必ずそれは受講させるという考えです。
- 委員C そうしましたら、これだと処分を受けたと書いてあるんですけど、処分が出るまでにとということでしょうか。
- 事務局 はい。処分が出るまでにやってしまうということもございます。
- 委員C もう1つ、いいですか。懲戒処分等の場合は部活動の指導を行わせないということで、嚴重注意の場合は一定期間置くということなのですが、この下の処分

を受けた教職員の処分の中には厳重注意も含まれるということなのですか。

- 事務局 厳重注意についても同じように考えております。
- 委員C その厳重注意の場合、また復帰したときのために再発防止のための研修を義務づけるといふふうに捉えてよろしいのですか。
- 事務局 再発防止ももちろんですし、当然、教職員としていけないことですので、そういうことで今後の教育のあり方についてというところで研修はさせます。
- 教育長 よろしいでしょうか。計画的に教育委員会が実施しているもの、または校内の研修等で実施しているものを除いて、こういう事案を起こしてしまった教職員については、別メニューで研修を複数回行って再発防止に努めるとともに、今後の教育のあり方についてもしっかりと考えていただくということですね。受けたという表現になっていますが、そういう意味で書かせていただいています。
- 委員C わかりました。
- 教育長 ほかに何か質問等がありましたら。
6ページの懲戒処分等を受けた場合の、「受けた」という表現になっていますが、そういう事案を起こして処分に該当するような教員という意味でご理解いただけたらということと、11月にできました指針に加えまして12月に再度6ページの分を加えた形でまた学校のほうにも周知をしてまいりたいと考えているところですので。
- 委員B これ、もともと11月1日から施行されるというので決めていったと思うのですが、既に12月の下旬になって、我々が一番強く注目していたのが、部活に要する時間というのはどれぐらいか、曜日だとかの実績が必ず報告が上がってきていると理解しているのですが、実績はいかがなのでしょうか。ちゃんと守られてやっていることなのでしょうか。
- 事務局 ノ一部活デーについては、今、ちょっと資料は持ってきてないんですけども、実施率は上がってきております。
- 教育長 休憩中に部活のあり方等についてもなかなか簡単に結論は出ないという話もありましたけど、部活がない日の望ましい過ごし方についてもきちっと指導していくことが大事だというご意見をいただきましたし、根本的な部活のあり方についてもたくさんご意見いただきました。そのあたり、これは実施していく中にご報告を時々させていただいて、そこでもまたご意見をいただきたいと思いますので、よろしく願います。この分につきましてはこれでよろしいですか。

では、次に行かせていただきます。4番目の全国の学力・学習状況調査の結果について説明をお願いします。

- 事務局 (報告事項4について説明)
- 教育長 説明が終わりました。前回に比べてレイアウトを少し変えさせていただいたことと、あと、前回委員の皆様からご意見いただいた中で、各学校の取り組みについての資料をお示ししておりますけれども、これは今配っていただいた分ですね。そのあたりで、また見ていただかないと、ご意見もあるかと思います。両方あわせて何かご意見とかありましたらお聞かせください。
- 委員B このリーフレットをつくるに当たって、2枚目に2つ、クエスチョンってありますよね。他市のものを見たらものすごい数のものがあつたのですけれども、何を主眼としてこの2つだけを選ばれたのかというのを教えてもらえませんか。
- 事務局 この2つにしましたのは、上のほうについては授業改善、特に話し合う活動というのが昨年度特に中学校で十分にされてないというところが課題でございました。その課題がどうなっているのか、改善されているのかというところが問題ですので、これについてはそういう観点で、この質問を選んで、改善されたかどうかというのを市民の方にも見ていただくという観点で選んでいます。
- それから、下のほうについては、これも今年の課題だったと思います。家での過ごし方、勉強しているのかとかいうことについて、テレビやゲームの時間が長いというところは課題でしたので、それについての質問を選びまして、現状どうなっているのかというところで。
- 教育長 高砂市の質問紙の中で、全国と比べて10ポイント以上差ができるような大きな市の課題だということで、この2つを。
- 委員B そういうことですね。わかりました。やはり1番目、2番目というのは大きな課題として捉まえたほうがよかったかなというのは最初に見て思ったので、その中で改善すべきもの、まだまだ不十分なもの、それを明確にして、それはリーフレットなので、家庭のお母さんたちやお父さんたち、子供たちに見てもらおうという趣旨があるというのでこれを選ばれたという意味ではわかりました。
- 教育長 他に何かございますか。学力向上に向けた各校の取り組みについては、改めてまた資料をお示ししたいと思いますので、よろしく願いいたします。
- こちらのリーフレットといいますか、裏表になるカラー刷りのレイアウトを工夫したという資料についてご意見いただけたらと思います。よろしいでしょうか。休憩中にも貴重なご意見いただきまして、この後、学力につきましても、先ほどの部活動のところと同じように、大きな課題がたくさんある中で、委員の皆さんから貴重な意見をいただいていますので、ここで終わってしまうのではなく継続して、次、資料も提出していただくということですので、その資料をもとにまたご議論いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。
- それでは、報告事項の5つ目の高砂市教育委員会事業後援申請についてお願いいたします。

議 事 報告事項 5 高砂市教育委員会事業後援申請について

- 事務局 (報告事項 5 について説明)
- 委員 A いいですか。申請は開催日まで2カ月の余裕をもって申請してくださいという形になっていますよね。この 9 番は申請日が12月3日で12月23日開催となっています。これは要するに原則を曲げて承諾されたのですか。
- 事務局 市内の中学生も出るということで、持ってこられたのが遅かったのですがけれども、早く持ってきてくださいということについては改めて話はさせていただいております。
- 教育長 指導した上で一応承認はしたということですか。
- 事務局 はい。
- 委員 A 各団体によっては、何回言っても遅れて出してこられる方がおられるので、実際には市内の中学生が出てということでもいいとは思いますが、ルールはルールでやはり守っていただかないと。必ず毎年のようにされている団体ってあるとおもいますので、徹底して行っていただきたいなという意見です。
- 事務局 おっしゃることはそのとおりだと思います。この件に関しましては、これまでも何度も同じような意見をいただいているところです。今後については受け付けの段階で、今言われるように、2カ月前というルールが守られていないのであれば受け付けることはできませんということで、ある程度歯止めをかけていく必要があると思いますので、そこについては、申しわけございません、精査をしていきたいと思っております。受け付けの段階ではねてしまうと。そうじゃないと、決裁が上がってということになると、向こうにも時間的にああ受け付けてもらえるんだなということになると思っております。そこについては、これまでも何度もご意見いただいているところですし、今までについても受け付けた後にこのような使われ方をしておるのかなという点も以前にあったこともありますので、その点については十分精査をしていきたいと思っております。
- 教育長 よろしいでしょうか。11番について、まだ承認していないということですか。
- 事務局 11番についてですけれども、これを見ますと、1月19日から20日の1泊2日の宿泊型ということで予定されております。小学生50名の参加ということです。ただ、これにつきましては参加料金が1人2万4,800円(税込)というところになっております。この金額等もごございますので、ご判断いただきたいと思っております。ちなみに、加古川市教委は承認したということ聞いております。
- 教育長 キャンプというのは、どこに泊まるのですか。参加費の2万4,800円の内訳なんかわかるのですか。
- 事務局 参加料金2万4,800円ということの表記しかございません。
- 教育長 1泊2日で2万4,800円、結構いい値ですよ。実施場所なんかは、市外となっ

ていますけど、どこなのですか。

- 事務局 場所につきましては、国立淡路青少年交流の家になっています。三宮駅集合、解散ということです。
- 委員A これはどういうことをされるのですか。国際交流キャンプって、日本人が50人、国際交流と書いてある。防災で実際どんなことをやるのかと、国際交流で参加のいろんな外国の方々がどんな形で参加される、内容が全然わからないんですけど。
- 事務局 ここに書いてある範囲ですけれども、事業名称が留学生たちと日帰りで楽しく学ぼうというのがあります。参加者については、小学生95名で、主として兵庫県内、神戸市内の児童が対象。外国人留学生が15から25名、日本人留学経験者8名と書いてあります。内容については、こども防災と国際交流アクティビティということです。参加費は2万4,800円で、大阪北部地震等の被災児童については無償参加と書いてあります。学習の内容としましては、自分の命を守ることを知る、災害にかかわる知識・体験を学ぶ、学んだ知識をおうちの人や学校の友達とも共有する、国際交流・多文化共生を行う、留学生と英語を学んで使うというようところが内容として書いてあります。
- 委員A 今までの実績というのは何があるのですか。過去に何回も開催されているような組織ですか。
- 事務局 今年度の10月末の時点で茨城県や千葉県でキャンプでの防災アクティビティを行ったということと、それから東京都で日帰りキャンプを行っている、それから1泊2日キャンプを東京都、大阪府、兵庫県については実施回数5回で、参加人数が342名、ボランティア120名ということが活動実績のところでもどもキャンプとして書いてあります。
- 教育長 参加費等は大体5,000円前後みたいな形で内規がありますけれども、1泊2日ですからちょっとまた違うのかなという気はしますが、2万4,800円の中身がよくわかりません。そこはわかりませんか。
- 事務局 内訳までは書いてございません。
- 收支予算書を見ると、三宮からバスで淡路まで行く、そのバスの交通費、それとあと宿泊料と、それが金額的には大きいみたいです。
- 教育長 皆さん、いかがですか。
- 委員C ボランティアも交通費は出さないと思うので、その分も負担していると思いますし、無料参加できる被災者というのも負担すると思いますし、外国人の分ももしかしたらという可能性があるかと思えます。ただ、高砂市の後援の規約では5,000円を超えないことって、2日にわたったとしても1万円ですから、ちょっと額が大き過ぎるのではないかと思います。
- 教育長 参加費の部分で内規にそぐわない部分と、あと参加費の中身を見ましても、金額が高いのと中身の使い方が明確じゃないですけれども、適正に見てどうかと

いうところの疑問が残るので、承認保留と。今もご意見聞かせていただいたら、今回は見送らせていただいたらというご意見のような気がしますけれども、どうですかね。では、今回はご承認できないということで処理をしていただけますか。

○事務局 はい。

○教育長 11番については金額面で問題があるということで承認を見送らせていただくということでお願いします。あとの10番の分につきましてはご承認いただけるということで結構だと思いますので、よろしくをお願いします。よろしいでしょうか。そしたら、その他、1月の行事予定について。

議 事 その他1 1月の行事予定について

○事務局 (その他1について説明)

○教育長 新春交礼会が抜けていますね。

○事務局 新春交礼会、平成31年は7日11時から予定されておるということでございます。園長校長会につきましては、14時から南庁舎の5階の会議室で開催いたします。時間を間違えておりました、申しわけございません。

○教育長 そしたら、今追加の部分と訂正の部分がありましたけれども、7日の月曜日の園長校長会は14時からということと、その7日の月曜日に新春交礼会が11時からあるということ、ぼっくりんホールのほうだと思います。よろしくをお願いします。

ほかに何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。ほかに何か。

では、第20回の定例の教育委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

平成30年12月27日 午後5時14分 教育長会議の閉会を宣告
